

愛南町スポーツ少年団規約

第1章 総則

(設置)

第1条 日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校教育活動外に於いて、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資するためスポーツ少年団を設置する。

(名称)

第2条 本団の名称は、愛南町スポーツ少年団（以下「少年団」という。）とする。

(事務所)

第3条 少年団の事務所は、愛南町教育委員会内に置く。

(活動)

第4条 少年団は、第1条の目的を達成するため次の活動を行う。

(1) 各種スポーツ活動

(2) 体力テスト

(3) レクリエーション活動

(4) 文化学習活動

(5) 他団体との交換交流活動

(6) 奉仕活動

(7) 前各号に掲げるもののほか本団の目的達成に必要な活動

第2章 団員・指導者

(構成)

第5条 少年団は、青少年をもって構成する。

(団への加入登録)

第6条 少年団への加入登録は、本団所定用紙にてこれを行う。又、加入登録にあたっては、別に定める会費を同時に納入するものとする。

(有効期間)

第7条 加入登録有効期間は、加入の申込を受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

(保険への加入)

第8条 団登録に明記された団員、指導者は全員財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

第3章 役員

(役員)

第9条 少年団に、次の役員を置く。

少年団長 1名

副少年団長 若干名

役員（指導者） 若干名

会計 1名

監事 2名

(互選)

第10条 前条の役員は、指導者・団育成母集団・教育委員会の互選により選出する。

2 少年団長は、本団を代表し、団務を統轄する。

- 3 副少年団長は、少年団長を補佐し少年団長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 4 役員は、少年団の活動を指導する。
- 5 会計は、少年団の会計を担当する。
- 6 監事は、会計を監査する。

(任期)

第 11 条 少年団の役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 少年団の役員に欠員の生じた時は、それを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会計

(会計)

第 12 条 少年団の会計は、団員及び指導者の納める会費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁する。

(会費)

第 13 条 団員及び指導者は、団員 1 人当たり 1 ヶ年 200 円を納入するものとする。

(期間)

第 14 条 少年団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 会議

(会議)

第 15 条 少年団の会議は、総会、役員会及び臨時会とする。

(総会)

第 16 条 総会は年 1 回を定例とし、少年団長が召集し議長となる。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、出席者の 2 分の 1 以上の同意を得なければならない。

(役員会及び臨時会)

第 18 条 役員会は、少年団長が必要に応じて開催することができる。

第 6 章 その他

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、少年団の運営に関し必要な事項は、少年団長が役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。